

平成 31 年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立植物園
指定管理者名	国際総合学園・都市緑花センターグループ (指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)
所在地	新潟市中央区清五郎 58 番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

事業実施計画書（目次）

- 1 管理運営方針
- 2 利用促進やサービス向上及び調査研究
 - (1) 環境への配慮
 - (2) 県内産業振興や雇用への配慮
 - (3) 事業評価業務
 - (4) 利用促進業務
 - (5) 供用日・供用時間及び利用案内業務
 - (6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運営業務、行為許可業務
 - (7) 意見聴取業務
 - (8) 展示業務
【観賞温室第1室】【観賞温室第2室・3室】【情報センター、園地等、その他】
 - (9) 普及啓発業務
 - (10) 調査研究業務
 - (11) 広報業務
 - (12) 自主事業
【物販事業】【その他事業】
 - (13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整
- 3 施設、設備及び備品等の管理
 - (1) 維持管理業務
【清掃】【巡視点検】【一般施設の維持管理】【管理事務所の管理】
【物品の使用・管理】
 - (2) 樹木等植物育成管理業務
【観賞温室内植物管理】【栽培温室、育種温室管理】【園地管理】
- 4 適切な管理と安全を確保できる組織・体制
 - (1) 管理運営体制
 - (2) 職員の能力向上
 - (3) 安全対策・緊急対応
 - (4) 記録等の作成及び保管

1 管理運営方針

新潟で唯一の総合植物園である県立植物園を、美しい花を見せるだけではなく、教育活動、調査研究、絶滅危惧植物や新潟の園芸植物の保全を行う施設と認識しています。

「新潟県の都市公園のあり方」および「新潟県立植物園が目指す植物園像」を踏まえた「四季を通じた観賞」、「教育・普及」、「貴重な植物の保全」、「調査・研究」の4つのゆるぎない使命に加え、第三期の指定管理期間には、これまで培ってきた技術や調査研究の成果、また各種団体との協力体制を総動員し、さらに「新潟らしい特徴を持った」、「県民に開かれた」、「日本を代表する植物園」として植物園を発展させます。

(1) 四季を通じた観賞 さらに新潟らしい花の名所へ

雪割草やユキツバキに象徴される豊かな新潟の自然や、シャクナゲやボタンなど長い歴史を誇る新潟の園芸産品の収集、植栽や展示を進めることで、新潟県らしい、ここでしか見られない特徴を持った花の名所づくりを行います。

(2) 「教育」 子どもが楽しく学べる

生きた多種多様な植物を観察、観賞できる植物園は、生物や環境を理解する上で重要な施設です。この機能さらに推進するために、特に次世代を担う子供を中心とした新しい教育プログラムや展示を進めます。

(3) 「貴重な植物の保全」 豊かな新潟の自然と園芸文化を守る拠点

これまで当グループでは、環境省や新潟県、保全団体等と協力して県内産の野生植物や絶滅危惧植物を収集し、日本有数規模である200種以上保全しています。自生地で採集した種子から育てた植物や、貴重な新潟の園芸品種を園地や温室に植栽することで、新潟県の自然や園芸文化を観賞できるようにします。

(4) 「調査・研究」 園芸産業に貢献

日本第2位の花木産地である新潟県の園芸文化史の解明や、ツツジ類の品種改良を通じて、多様な植物を系統だって保有する植物園にしかできない調査研究を大学や研究機関と共同で行います。成果を広く公表することで、新潟の園芸産業の振興を目指します。

2 利用促進やサービス向上及び調査研究

(1) 環境への配慮

①100%の再利用を目指したリサイクル

ア) 物品の購入

グリーンマーク認定商品、エコマーク認定商品などを使用するほか、可溶性粘着剤や植物油インクを使用した印刷等、環境に配慮した物品を使用します。下水汚泥等を利用した土壌改良材等の環境に配慮した園芸資材を利用します。

イ) リサイクル等資源の有効活用や適正な処理

ごみ資源の分別を適正に行い、プラスチックや大型の廃棄物は産業廃棄物に区分して処理します。事務所内では、裏紙の利用や封筒・ファイル等の再利用等、資源の有効利用を行います。

ウ) 植物管理で発生した枝葉などの再利用

刈草や剪定枝、残土等は、堆肥やチップ、土壌改良材として園内で 100%再利用します。

エ) 環境の保全に関する職員への意識啓発

節電や節水、環境保全に関する行動計画として「環境保全行動計画」を策定、電力使用量の表示器を設置する等、常に環境保全を意識するよう心がけます。

オ) 展示植物の有効活用

チューリップ球根など、展示に再利用できない植物については、教室の教材等として活用します。

カ) 環境活動の普及啓発

来園者用に、アイドリングストップや、水の使用等の省エネを呼びかける表示を設置します。

②自然環境の保全による環境保護

ア) 自然環境保全への取組

環境省や日本植物園協会と協力して絶滅危惧種を収集していくことで、貴重な自然環境を守ります。

イ) 帰化植物への対応

日本植物園協会と共に植物園における植物導入のガイドラインの作成を進めています。帰化植物の駆除や啓発についても積極的に取り組みます。

(2) 県内産業振興や雇用への配慮

【県内産業振興の取り組み】

①園芸産業

ア) 園芸産業の紹介

生産者団体や愛好会との連携により、新潟県を代表する雪割草、クリスマスローズ、チューリップ、アザレア、シャクナゲなどの収集を進め、展示を通じて産業振興に努めます。

イ) 県内産植物や資材の活用

植栽、展示する植物は、本県で生産されたものを中心に使用し、県内産品の使用を伝える看板を設置することで園芸産業のPRに努めます。

ウ) 新品種開発への貢献

これまでに収集した 4000 種類以上の植物と情報を活用し、県研究施設、地元大

学、生産者組合と協力することで、新品種の作出に協力します。

②県産材の活用

プランターカバーやベンチ、看板、本棚、展示ケースなどの設置、更新や、支柱、杭の使用に際しては、スギ間伐材など、県産材を活用した製品を優先して導入します。

③県内の野菜や果樹の活用

新潟県の在来、生産された野菜や果樹を使い、地元シェフやパティシエと連携した「植物と食文化講座」を開催します。

④伝統工芸の紹介

長岡市栃尾の手まりなど新潟県の伝統的な工芸品を展示することで、植物に関連する伝統的な文化の保全と工芸産業の振興に取り組みます。

【県内居住者の雇用確保の取り組み】

①地域の雇用を促進

植物園管理業務を行う職員の雇用に関しては地元住民を優先的に採用します。雑草の成長期など作業量が増加する時期には、重点的に中高年齢者を活用するようにします。

②県内企業の活用

造園や展示などの委託業務は、新潟県内に本社または主たる事務所を置く企業を優先します。

(3) 事業評価業務

植物園の事業は多岐に渡り、評価が難しい内容も含まれます。これらをこれまでの経験から数値化して内部で評価し、外部評価を受け、PDCA サイクルによって運営改善に努めます。

①内部評価

業務計画に基づき、数値化した目標を設定し、目標値と実績値の比較によって評価します。経理面においては、公認会計士による外部監査を実施し、適正な会計処理が行われているか評価を行います。

②外部評価

ア) 来園者アンケート・聞き取り調査

利用者に対するアンケート調査結果や接客により得た要望を評価として取り入れます。

イ) 植物園外部評価委員会による評価

学識経験者、花卉生産団体、緑化団体、教育関係、公園管理経験者等で構成される評価委員会を組織し、内部評価及びアンケート調査結果を客観的、総合的に評価します。

(4) 利用促進業務

春には昨年オープンした日本最大のシャクナゲ園開花シーズンにあわせてシャクナゲまつり、夏や冬にはファミリー向けの企画、初夏や秋には食と植物を絡めたテーマの新展示を行い、植物や植物園の魅力を伝えます。また、観光団体との連携、広域への広報を行い、積極的に利用を促進します。園地と温室の植栽を充実させることで長期的な利用促進も目指します。

①観賞展示温室 入館者数目標 90,000 人

ア) 花イベントとの連携

アキハクリスマスローズ展やにいがたチューリップいっぱいプロジェクト、日本ボケ展など、早春を中心に園芸関連のイベントが県内各地で開催されています。これらと連携することで利用促進を図ります。

イ) 植栽の充実

熱帯ドーム温室へのツツジやツバキ、花の美しい熱帯植物の新規植栽などで温室内を充実させます。

②園地 入園者数目標 250,000 人

ア) 地域イベントの開催の推進

当園を含む近隣 5 施設及び秋葉区、地元商工会議所と連携した「花と遺跡のふるさとフェスタ」（6 月）や「花と遺跡の秋まつり」（10 月）等のイベントを行います。また、地域団体の音楽イベントを誘致し、利用促進を図ります。

イ) スポーツイベントの開催

健康志向の高まりと共にスポーツイベントが活発になると考えられます。トレイルランニング等のイベントを誘致し、利用促進を図ります。

ウ) 新たなエリアの利用促進

昨年度春にオープンした日本最大規模の「シャクナゲ園」や、今年度夏にオープン予定の「キッズガーデン」を積極的に PR します。

③利便性の向上の取り組み

ア) 高齢者・障害者への対応

散策時に休憩の取れるベンチを園内各所に設置します。トイレに手すりを設置し、車椅子、シルバーカー、老眼鏡などを無料で貸し出します。職員は認知症サポーターの研修を受けるほか、来園者の補助ができる体制を整えます。

イ) ファミリーや子供の利用促進

ベビーカーを温室や情報センターに配備し、貸し出しを行います。また、温室内休憩所の一面にキッズコーナーを設け、絵本やおもちゃなどを備えることで、お子様連れでも安心して来園できる環境を整えます。冬期は雪遊び用のソリを貸し出します。

ウ) 団体利用の促進

駐車場や園地、温室内のカフェが無料で利用できることや、昼食時に研修室を利用できることを周知します。パンフレットの事前送付、解説の要望への対応、等のサービスを行います。

エ) 貸出物品の充実

車椅子、ベビーカー、シルバーカー、雨傘、展示解説機器 (seedPod) 等を無料で貸し出します。

(5) 供用日・供用時間及び利用案内業務

①供用日及び供用時間

ア) 園地

供用日：常時開放

但し、エントランスゲートは夜間閉鎖、ゲート横の扉及び他の出入口からは入園可能

イ) 観賞展示温室

供用日：1月4日から12月27日まで

但し、月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）を除く別途、臨時休館、開館あり

供用時間：9時30分から16時30分まで（入館締切は16時）

※また、利便性・サービスの向上等を目的に、以下のとおり、供用日及び時間の変更を行います。

a) 供用日の変更

展示入れ替えに伴う休館日の振替

観賞温室第2室で行う企画展示の入れ替えは大規模な作業となるため、通常休館日および翌日の2日間を入れ替え作業にあてます。なお、臨時休館日分は他の週の月曜に臨時開館し、年間の供用日数の変更は行いません。

b) 供用時間の変更

夜間開園に伴う開館時間の延長

・お盆時期 8月11日（日）・12日（月・振替休日）閉館時間20時30分

・クリスマス時期 12月21日（土）・22日（日）閉館時間19時30分

ウ) 駐車場

開放時間

・一般駐車場：常時開放

・身障者駐車場：常時開放

②利用案内業務

ア) 観賞展示温室

入館券売場にスタッフ1名以上が常駐し、発券業務及び利用案内を行います。

常駐時間 9時30分から16時30分まで

イ) 花と緑の情報センター

常時、事務室スタッフが3名以上常駐し、研修室、園地等の利用案内を行います。

開所日 年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日

開所時間 8時30分から17時15分まで

③利用の禁止、制限業務

公園の破損や公園で工事を行う場合などには、公園の安全又は公園利用者の危険防止のため区域を定めて、当該区域の利用を禁止又は制限します。

(6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運營業務、行為許可業務

①利用料金

ア) 観賞展示温室

a) 通常時

区 分		料 金
個人	児童等	100円
	シルバー	500円
	高校生・学生	300円
	その他	600円
団体 (20名以上)	児童等	100円
	その他	480円
定期券(1人につき6月有効)		1,200円
回数券(5回分)		2,500円

また、上記のほか、以下の料金変更を行います。

新潟県内の幼稚園、保育園が行事で園児を引率する場合の引率職員	無料
新潟県内の小中学校が行事などの校外活動で利用する場合の児童・生徒	無料

b) イベント等開催時

以下の供用日に観賞温室の利用料金を変更します。

春の植物園まつり開催日 5月4日(土・祝)から5月5日(日・祝)まで	誰でも無料
敬老の日 9月16日(月・祝)	65歳以上に限り無料
植物園開園記念日を含む週末 12月1日(日)	誰でも無料

c) 近隣施設相互間の料金割引

近隣の新潟市新津美術館及び新潟市新津鉄道資料館との3施設合同で料金割引サービスを実施。いずれかの施設の入館券半券持参で他の2施設の利用料金を団体適用とします。

d) 県事業への協力に伴う料金割引

新潟県の実施事業「にいがた消防団員サポート制度」のサポートショップ登録にともなう料金割引サービスを実施。当制度の団員サポート PASSPORT の提示で利用料金を団体適用とします。

e) JAF 会員向け料金割引

マイカー利用者の来園促進を目的に、JAF（（一社）日本自動車連盟）の会員証提示で利用料金を団体適用とします。

イ) 研修室

区 分		料 金
全面使用	午前	4,100 円
	午後	6,200 円
	全日	10,300 円
	1 時間	1,600 円
片面使用	午前	2,100 円
	午後	3,100 円
	全日	5,100 円
	1 時間	820 円

ウ) 減免基準

新潟県都市公園条例及び地域機関委任事務（土木建築関係行政事務）処理要領のとおり

②利用料金の徴収方法

原則現金前納とします。但し、以下の場合は後納できるものとします。

（納入期限：利用日から 30 日以内、振込可）

- ・国・県及び地方公共団体等が申請者（利用者）である場合
- ・コンサート等の複数日使用する大規模イベントである場合。
- ・あらかじめ契約を締結している場合（旅行会社との観光者斡旋契約）

③有料公園施設の運營業務

ア) 観賞展示温室

供用日及び供用時間は前述のとおりです。

来館者には対面により入館券の販売を行います。

団体予約の受付は花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

イ) 研修室

花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

④行為許可業務

下記の行為について、県が定める基準に基づき許可に係る事務を行います。

- ・物品を販売し、又は頒布すること。
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ロケーション又は業としての写真の撮影をすること。

(7) 意見聴取業務

①県指定アンケート

県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。

②日常業務における情報収集

入館券販売時や巡回時に利用者からの聞き取りを全開館日に行います。

③友の会会員、ボランティアからの情報収集

友の会会員やボランティアから要望、意見を募ります。

④地域連携活動を通じての情報収集

近隣団体・施設や花卉生産者等との連携活動の中で情報収集を行います。

⑤植物園評価委員会での意見

学識経験者、緑化関係者、教育関係者、デザイン専門家等からなる外部評価委員会で要望、意見をいただきます。

⑥アンケート調査

温室内展示・イベント、学校利用、教室参加者に対するアンケートを行います

⑦ホームページ常設アンケート

ホームページ上の「お問い合わせフォーム」により意見・要望を受け付けます。

(8) 展示業務

【観賞温室第1室】 【観賞温室第2室・3室】 【情報センター、園地等、その他】

①観賞展示温室第1室

ア) 新潟らしい温室 熱帯産のシャクナゲやツバキを植栽

新潟県の園芸産業を代表するツツジやシャクナゲ、県の木であるユキツバキの仲間と熱帯産の種類を植えつることで、他では見られない、多様な植物の世界を表現します。

イ) 珍しい熱帯植物の開花に挑戦

ソーセイジノキやオオオニバス、世界一大きな花を咲かせるショクダイオオコンニャクや、話題性のある熱帯植物の開花に挑戦します。

ウ) 開花情報の提供

観賞温室入り口の開花情報ボード等で開花中の植物を紹介すると共に、その時に開花している植物を解りやすく表示します。

エ) いつでも果実が見られる

当園で結実した果樹の展示品を増やし、いつでも果実の姿を見ていただけるようにします。

オ) 季節や企画展示と連動した展示

季節ごとに異なる植物を紹介するほか、企画展示に連動した展示を行います。

カ) スタッフによる解説

スタッフによる植物解説ツアーやスポットガイドを平日に1日2回開催します。夜間開園時には、夜に開花する植物の解説を重点的に行います。

②観賞展示温室第2室・第3室

ア) 観賞温室第2室

第2室の企画展示では、コレクションを活用した新潟の自然や植物文化を伝える展示、季節の行事、子供向け等、植物園でしか表現できないテーマを取り上げ、年9回行います。

- ・シャクナゲ・ツツジ展 3月27日～5月26日 ※平成30年度末からの継続
- ・初夏の企画展示（紅茶） 5月29日～7月7日
- ・食虫植物展 7月10日～9月16日
- ・秋の企画展示（コーヒーとカカオ）2部構成 9月19日～11月17日
- ・クリスマス展 11月20日～12月26日
- ・新春展 1月4日～1月26日
- ・アザレア展 1月29日～3月1日
- ・チューリップ展 3月4日～3月22日
- （・シャクナゲ・ツツジ展 3月25日～5月中旬）

イ) 観賞温室第3室

- a) 住宅内を使い、花や緑に関連する作品展示を20回行います。
- b) 住宅花壇ではテーマを定め、季節毎に植物を入れ替えます。
- c) 各愛好団体や地域との共同で以下の展示を行います。

大文字草（秋）、洋ラン（早春）、クリスマスローズ（早春）

③情報センター、園地等、その他

時期	展示	会場	連携団体など
春	春の大つばき展	花と緑の情報センター	新潟県花つばき協会
夏	グリーンカーテン展示 明後日朝顔 オオオニバス展示	園地（エントランス広場） 園地（エントランス広場） 園地（池）	県立植物園 明後日朝顔プロジェクト 県立植物園
秋	秋のいけばな展	花と緑の情報センター	新津華道連盟
冬	イルミネーション	園地（エントランス広場）	県立植物園

*チューリップ、サクラ、シャクナゲ、ツツジ、ボタンについては、花の名所として定着するよう、園地の展示として積極的に広報を行います。

(9) 普及啓発業務

①花と緑の相談コーナーの週間相談日数及び一日の相談時間

一週間の相談受付日数：7日

一日の相談時間：8.75時間（8時30分から17時15分まで）

相談員による受付は週2日（10時15分から12時、13時から15時15分）

②花と緑の教室の年間開催日数

年間開催日数：40回

③体験教室の年間開催日数

年間開催日数：25日

④上記以外の普及啓発の実施内容・考え方

生涯教育や学校教育の推進に寄与するため、植物のおもしろさ、大切さ、植物や自然、また植物園への理解や関心を深めることを目的とします。

ア) 人と人とのコミュニケーションを重視した解説

熱帯植物ガイドツアー、企画展示や園地の植物解説を行います。

イ) 紙媒体やオリジナル機器を利用した解説

樹名板の設置や解説パネルの充実、「seedPod」や「おさんぽマップ」などで情報を得られるシステムの充実を図ります。

ウ) 学校などに対する学習支援

次世代を担う子どもへの普及啓発の一環として、教育プログラムにより学習活動の支援を行います。出張授業などの要望にも対応します。博物館実習、インターンシップ等の受け入れを行います。

(10) 調査研究業務

①開花・結実調査

園内で栽培する植物の開花・結実調査を行うことで、来園者に多様な植物の生育状況を伝えるとともに、栽培条件の把握に努めます。

②園芸史調査

継続的な調査を行い、これまでの調査の集大成として、新潟の園芸に関する成果を一般向けに公表します。

③自然関連団体の情報収集

日本植物園協会と協力し、新潟県の自然関連団体の活動や情報を収集し、情報を提供します。

④植物の収集

国内外の植物園や研究機関との連携により、由来の明らかで、研究や生物多様性保全に使用できる水準で収集します。

⑤新潟を特徴づける植物の研究

新潟県の新しい特徴を持ったツツジの育成へ協力。収集した植物を活用し、新しい園芸品種群の作出の基礎資料となる系統解析や、園芸ツツジの起源に関する研究を研究機関と共同で行います。

⑥絶滅危惧植物の保全

絶滅危惧植物を栽培・増殖し、それらの技術を公開するほか、日本植物園協会が行っている種子保存活動に協力します。絶滅を防ぐ危険分散のために、環境省や農林水産省との協力体制を築きます。

⑦その他

新潟市との佐潟の湿地環境保全に関する研究、新潟大との多雪地に適応する植物の研究、新潟県・植物園協会との栽培困難な水草の栽培技術の確立を行います。

(11) 広報業務

①広報誌の発行 年間計 14 回

ア) 植物園だより (年 4 回)

個人、公共施設、観光施設、学校等へ配付します。ホームページでの閲覧可。

イ) 年間の催事及び企画展示案内 (年 1 回)

利用案内パンフレットと共に園内で配布します。

ウ) 企画展示及び催し物案内 (年 7 回、うち 4 回は植物園だよりと誌面兼用)

企画展示や教室、イベント等の催し物情報を掲載したチラシを発行します。

エ) お散歩マップ (年 6 回)

見どころや楽しみ方を紹介するマップを園内で配布します。ホームページでも公開します。

②パンフレット等

ア) 利用案内パンフレット

温室利用案内、園内平面図、開花カレンダー等を記載したパンフレットを作成します。また、英・中・韓・露の外国語パンフレットを作成し、外国人利用者の来園に備えます。

イ) 温室内エリア別パンフレット

持ち帰り可能な水生植物解説パンフレットを改訂し、来園者や学校に配布します。

③インターネット

ア) ホームページ

イ) SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）

ウ) 観光情報サイト等への情報提供

④その他

ア) 新聞

珍しい植物の開花や展示やイベント情報をリリースし、取材を誘致します。

イ) テレビ・ラジオ・雑誌等

- ・各マスメディアへプレスリリースを行い、取材を誘致します。
- ・無料広告枠の活用のほか、CMや広告を掲出します。
- ・番組への資料提供などの依頼に積極的に対応します。

ウ) イベント等

他施設との連携企画や集客力のあるイベント等でPR活動を行います。

エ) その他

- ・国際総合学園、都市緑花センターとのタイアップにより幅広い広報を行います。
- ・観光関連団体との協力により新たな来園者の確保に努めます
- ・行政や学校、各種団体主催の講演会・講習会での講師業務を通じて、植物園のPRに努めます。
- ・保育所等へ直接訪問による営業を行います。

(12) 自主事業

①物販事業

ア) 植物

展示を観賞した来館者から要望が多い洋ランやクリスマスローズ等の植物を販売します。

イ) その他

福祉施設でつくったクッキー、書籍やオリジナルグッズ、作品展示に連動した絵葉書等を販売することで、植物に対する興味に応えるとともに地域の活動を応援します。

②カフェ営業

金曜、土曜、日曜、祝日及びイベント時に委託により営業を行い、来園者の休憩の場としてコーヒーや焼き菓子等を提供します。また、無料エリアに位置し入館者以外でも気軽に利用できることをより一層PRし、利用促進に努めます。

③自動販売機の設置

温室のカフェ定休日や閉店時間帯でも利用できる飲み物や軽食、アイスクリーム、菓子類の自動販売機をレストラン・無料休憩エリア、園地に計9台設置し、来園者の利便性の向上を図ります。

④その他事業

ア) 植物園まつり・緑化フェアの開催

5月に春の植物園まつり、10月に秋の植物園まつり・新潟県都市緑化フェア（地域連携イベント名：花と遺跡の秋まつり）を開催します。花関連団体による装飾出展、バックヤードツアーやクラフト教室など、家族で楽しめるものとします。また、地元市民・団体による植物や野菜、飲食などの臨時売店を開設し、地域振興にも寄与します。

イ) シャクナゲまつり

昨年春にオープンしたシャクナゲ園の開花に合わせて4月下旬に開催します。シャクナゲ園及び温室を巡るガイドツアー、シャクナゲの鉢植え販売などを行い、来園者にシャクナゲの魅力を伝えます。

ウ) 花と遺跡のふるさとフェスタ

6月上旬に、植物園を含む近隣5施設及び秋葉区、地元商工会議所と連携してイベントを行います。園内ではバックヤードツアーや植物ミニ講座（担当：植物園）、アウトドアスポーツイベントや体験教室（担当：秋葉区）を行い、近隣施設を含む「花と遺跡のふるさと公園」としての魅力を伝えます。

エ) ウェルカムフェスタ

春に向けて気候が良くなる3月下旬に開催します。内容はクラフト教室やチューリップ遊びなど、家族で楽しめるものとします。

(13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整

①近隣施設、団体との連携

ア) 花やイベントを通じた地域との交流

秋葉区や新津観光協会、近隣施設と連携して行うイベントや共通割引を通じて、地域振興を図ります。

イ) 教育の連携

地元の教育施設と連携をとり、県民の植物・科学への関心向上に努めます。

ウ) 園芸産業振興

植物愛好団体や生産者団体と連携して、展示会を開き、発表や情報交換の場とします。

エ) 非常時の連携

災害時などにおいては、関係機関、近隣施設との情報交換を行えるような連絡体制を備えています。

②友の会、ボランティアとの連携

友の会と連携を取るにより、体験教室や植物学教室の開催、イベント時の出展や温室内の展示を行なっていただき、「友の会ブログ」で、植物園の情報や魅力を発信していただきます。

ボランティアは園内の植物の管理、展示解説、標本などの資料整理のほか、登録者に対して技術指導、植物解説会を行うことで、参加しがいのある活動の場として充実させます。

③その他関係機関との連携

ツツジ属の研究を行う島根大学や植物園自然保護国際機構など国内外の研究機関や、新潟大学など地域の大学との情報交換、地元生産者などとの研究材料の交換や、展示植物の借入れなどを継続して行います。各種学校と連携して、職場体験や博物館実習の受け入れを行います。

④関係機関との連絡調整

県、市町村、学校、近隣施設等との連絡調整を随時行うとともに、これらから公園の管理運営に関し協議を求められた場合は、積極的に対応します。

3 施設、設備及び備品等の管理

(1) 維持管理業務

【園地清掃】

①日常清掃

毎日実施する園地巡回時に、園路などの汚損状況を把握しつつ、ゴミ拾いを行うほか、不法投棄物や危険物などあった場合には即座に撤去等、対応します。

②重点清掃

ア) 週末等への対応

来園者が増える土日及び祝日の前日と後日にあたる日は、園内の清掃回数を増やします。

イ) イベント時などへの対応

イベント時は、当日の清掃回数を増やし、さらに、終了後に一斉清掃を行います。

③臨時清掃

台風や大雨、大雪などの影響により発生する突発的な状況下の清掃を行います。

【施設清掃】

①日常清掃

開館日に清掃専門員を1日2名以上配置し、常に清潔に保ちます。

②定期清掃

休館日に定期的に温室内等の床のワックスがけ、観賞温室第2室の滝などの清掃を行います。

【その他の清掃】

①廃棄物処理

廃棄物は、秋葉区のルールに則って分別し、月2回、廃棄物処理業者へ委託し、収集・処分を行います。植物性廃棄物については、堆肥化などを積極的に進め、園内還元を実施します。

②利用者への呼びかけ

ゴミの持ち帰り、カン・ビンなどのゴミの仕分けの協力を呼びかけます。

【巡視点検】

①警備

ア) 日々の園内巡視と点検

a) 日中（8：30～17：15）の警備

観賞温室は、開館前後に誘導サインや誘導灯、非常出口等の安全確認をします。開館時には1時間おきに、巡回を実施します。園地では誘導サインなどの状況確認を毎日実施します。

b) 夜間（17：15～翌日8：30）の警備

不法侵入、火事などに迅速に対応できるよう機械警備を行います。また園内8か所に現在位置と緊急連絡先を記入した看板を掲示します。

c) その他

温室入口カウンターや温室内各所において、モニターにより常時監視と録画を行います。

イ) 連絡体制

無線機を配備し、職員、施設管理員や作業長が常駐して迅速に対応できます。

ウ) 大規模イベント開催時の対応

イベント時には、地元警察や周辺施設への来園者の安全確保のための協力を依頼する他、警備要員の増員などによる十分な警備を行います。

②保守点検

ア) 電気設備

電気事業法に基づき専門業者による適正な保守点検を行います。

イ) 給水設備

水道事業法に基づく受水槽の点検、清掃、塩素濃度測定(毎週)は常駐している施設管理技術者があたります。

ウ) 消防設備

消防法によって義務付けられている総合点検(5月)、外観・機能点検(11月)を実施します。また年に2回義務付けられている消防訓練では、消防署の指導のもとに実施します。

エ) ボイラー設備

有資格者1名が常駐し保守管理にあたります。自主点検を2回/年、定期点検を1回/年、煤煙測定を1回/年行います。

【一般施設の維持管理】

施設の特性や利用者のニーズを的確に把握し、利用者が快適に過ごせるようにするとともに、植物の適切な管理が実施されるよう、専門の設備運転監視者が常駐することで、効率的な施設管理を行います。

業務は「新潟県立植物園 設備保守管理業務仕様書」および「設備運転管理業務 業務方法書」などに基づき、年間および四半期の業務計画書を作成し、実施します。

また、業務遂行については設備運転管理報告書を作成し、今後の効率的な管理に役立てます。

①日常運転監視業務

ア) 蒸気ボイラー運転管理

イ) 設備運転管理

ウ) 電気、ガス、水道使用量の記録

エ) 給水設備の点検

オ) その他(小規模修繕ほか)

②定期点検業務

ア) 給水施設

イ) 熱源機器設備

ウ) その他施設

③修繕業務

ア) 屋外に設置されている施設、設備の修繕

イ) 屋内に設置されている設備の修繕

【管理事務所等の管理】

①花と緑の情報センターの開所日及び時間

年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日 午前8時30分から17時15分まで

②花と緑の情報センターで行う業務

利用案内、行為許可・有料公園施設使用許可申請の受付、企画運営、維持管理、花と緑の相談コーナー開設、緑の図書コーナー開設、ボランティアへの作業指示、友の会入会受付 等

【物品の使用・管理】

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- ①数量、使用場所、使用状況等の把握
- ②適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- ③物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- ④本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があったときの県への報告

(2) 樹木等植物育成管理業務

【観賞温室内植物管理】

①観賞温室第1室 熱帯植物ドーム

ア) 通常管理

新規導入植物を生長状態に合わせ植栽していくことで常に魅力あるエリアとなるような管理を行います。開花期に合わせた灌水・剪定や人工授粉による着果作業など、個々の植物の特性に応じた管理を実施することで多くの花や果実を観賞できるようにします。個々の植物が大きく成長し密植状態になっているため、こまめに剪定を行い、各植物の日照量や通風を確保することで生長促進や病虫害の抑制を行います。

イ) 県の特徴を生かした熱帯植物の植栽

新潟県で園芸の盛んなシャクナゲや、県の木であるユキツバキの仲間である熱帯産のツツジやツバキの植栽を行います。

ウ) 食虫植物コーナーの設置

子供に人気のある食虫植物を追加植栽し、食虫植物コーナーを設置します。

エ) ショクダイオオコンニャクの展示

開園15周年の際に、東大附属植物園から寄贈を受けたショクダイオオコンニャクが大きく成長し、バックヤードでは管理できなくなったため、熱帯植物ドームに展示し、解説板も設置します。

②観賞温室第2室、3室の植物管理

ア) 花と緑のステージ 花と緑のアトリウム

年9回の企画展示により扱う植物が異なるため、植物や状況に合わせ、灌水、手入れなどの管理を適切に行います。

イ) 水中庭園

日本や世界の多様な水草を通年展示するために、週一度専門家による剪定や灌水、施肥などを行います。1日1回巡回し、水温のチェックや水生動物へ給餌を行います。

ウ) 住宅花壇

常時補植や手入れを行い、園芸をはじめてみたい、この植物を育ててみたいと思えるような、良好な状態を保ちます。また、2階の展示スペースでは、キクや洋ラン等、特殊な植物を展示することがあるため、出展者との綿密な打ち合わせを行うことで、適切に管理します。

【栽培温室、育種温室管理】

種子や挿し木による増殖、オオオニバス等の特殊な条件での栽培が必要な植物などの育成、アザレアやチューリップなどの開花調整に合わせて、8棟の温室の管理方法や環境をコントロールして育成、開花させます。

①コレクションの充実

植物園のコレクションを充実させるために、国内外植物園や日本植物園協会・生産者とのネットワークをつうじて、野生植物やツバキ、シャクナゲ、ツツジ、ボタン等品種を導入、増殖、生育させます。

②開花調整

企画展に用いるアザレアやシャクナゲ、アジサイなどの鉢物を開催に合わせて開花調整します。

③絶滅危惧種や重要な園芸品種の保存

絶滅危惧種の収集は、環境省、日本植物園協会や大学、海外の植物園などと協働して行います。採取した種子や挿し木は、ミスト発生装置などを利用してながら発芽や活着を促し栽培します。また、新潟で作出されたアザレアやボタン、ツバキなどの園芸品種を増殖、栽培します。

【園地管理】

昨年開園したシャクナゲ園の一部品種に高温障害が発生し、枝枯れ等が発生したことから樹勢回復のための管理を行うほか、四季折々の花々や新潟県を象徴する花の名所として管理を進めます。

①にいがた自然園

新潟に自生する植物の植栽を進めて昨年度開園しましたが、より充実を図るため今後も継続して収集と植栽を行います。

②にいがた花木園

日本最大のシャクナゲ園を管理する他、萩屋薫（元新潟大学教授）が作出したユキツバキの園芸品種約 200 本の挿し木苗を栽培温室で管理し、来年度以降の植栽の準備を進めます。また、ボタンの補植を適宜行います。

③都市緑花エリア

ハーブ園の改修を行うほか、県との協議の上、子ども向けのアドベンチャーガーデンの計画を進めます。

④エントランス広場、芝生広場、駐車場、その他の緑地など

チューリップやヒマワリなど一年草を中心に四季折々の花々を楽しめるエリアにするとともに、バラやユリ、ダリア、さまざまな種を利用したグリーンカーテンなどを植栽します。

⑤芝生地

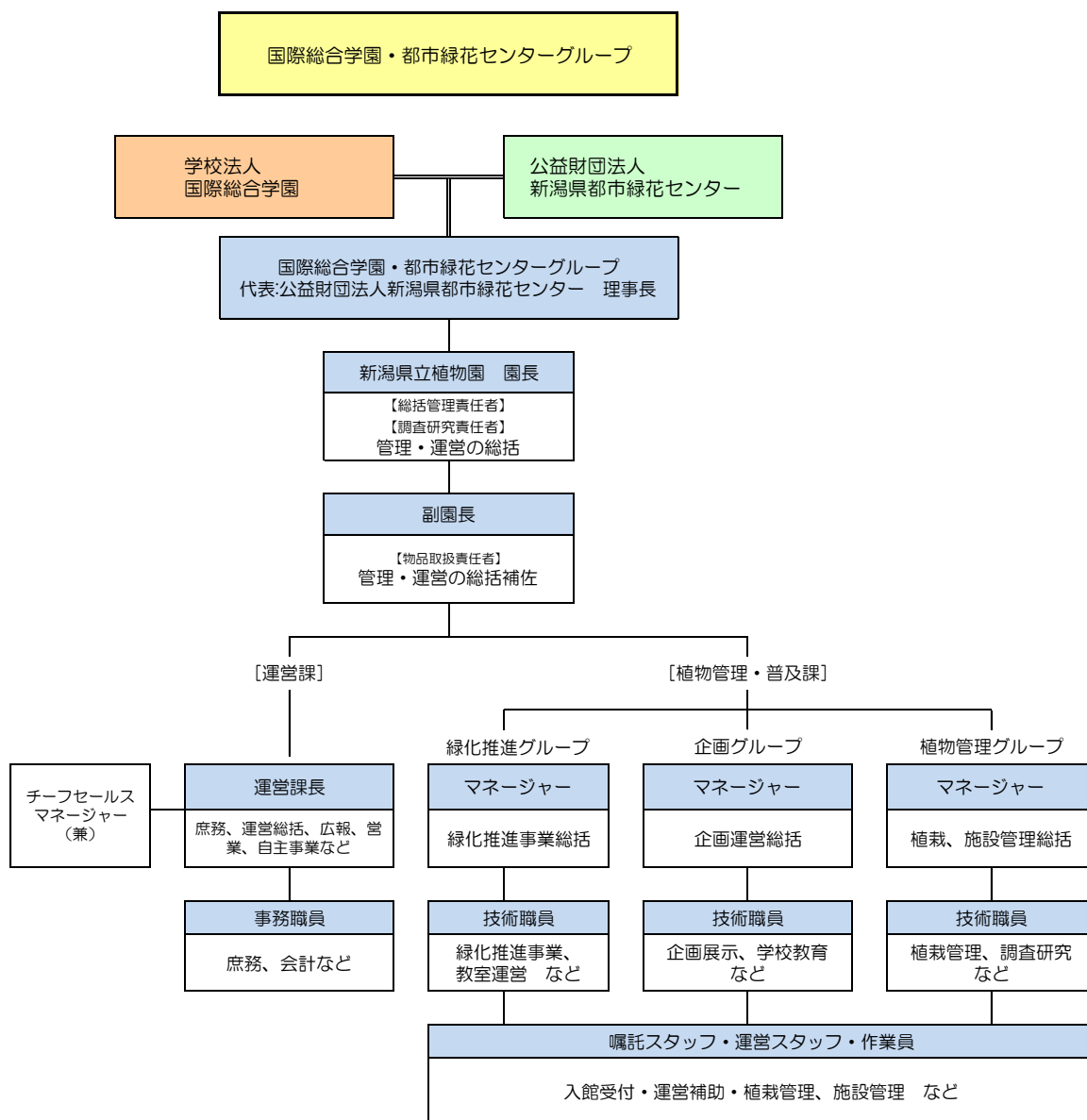
修景的芝生の刈りこみを年 3-4 回、手取り除草を随時行うほか、芝生広場の刈りこみを年 2-3 回行います。

4 適切な管理と安全を確保できる組織・体制

(1) 管理運営体制

■組織図

【新潟県立植物園の組織】



■人員配置計画 別添資料 4(1)のとおり

(2) 職員の能力向上

質の高いサービスのための接客研修、管理技術向上のための研修を行います。

(3) 安全対策・緊急対応

①緊急発生時

「初動時の対応マニュアル」、「新潟県立植物園 消防計画」および「災害時緊急体制 地震時の対応」に基づき、「利用者の安全確保を最優先にし、各行政機関などと適切な初期対応を図り、被害を最小限度にとどめるよう努めるとともに、関係機関へ速やかに通報します。

機関名	主な連絡・調整事項	連絡体制等対応手順
新潟県	園内の事故等情報、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル
警察	事件、事故、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル
消防	災害時等緊急事態	消防計画、初動時の対応マニュアル
保健所	食中毒等発生、犬猫等の放置など	初動時の対応マニュアル

②発生に備えた取り組み

ア) 救急法教育および AED の設置

実技訓練を年 1 回行い、職員全員が「普通救命講習」を修了します。AED を園内に 1 ヶ所以上 配置します。

イ) 安全衛生教育

安全衛生教育を月 1 回以上実施します。

ウ) 災害・消防訓練

災害・消防訓練を全職員対象に年 2 回実施します。

エ) ガス等漏洩想定訓練

ガス漏れ、灯油の漏洩、薬剤漏洩を想定した訓練を年 1 回実施します。

③通常時の安全対策

ア) 園内パトロールの実施

イ) ミーティングによる安全管理状況の確認と徹底

ウ) 注意喚起サインおよび立入禁止柵の設置

エ) その他

(4) 記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

平成31年度 新潟県立植物園 資金計画書

＜利用料金収入＞

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
有料公園施設使用料	20,850	
行為許可使用料	110	
利用料金収入計	20,960	

＜指定管理委託費＞

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
県からの指定管理委託料	257,251	

＜管理運営経費＞

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
維持管理費	257,631	
人件費	72,151	
事業費	138,775	
光熱水費	41,259	
展示・普及啓発	18,341	
調査・研究	153	
植物管理	41,333	
施設管理	28,223	
清掃	8,285	
警備業務	1,181	
事務費	40,652	
修繕費	6,053	
一般管理費等経費	20,580	
管理運営経費計	278,211	